



建設人・九条の会 通信 No. 2

ピース・コンストラクション

発行日・2006/8/1
連絡先・渋谷区代々木2
-18-4東京土建会館内・
建設政策研究所内
建設人・九条の会
TEL 03-3299-8720

改憲の動きがいつそう強まる。憲法改悪阻止のたたかいを、職場・地域から広げていこう

通常国会が閉幕、政局は秋へ。教育基本法を誘導させていくでしょう。北朝鮮ミサイル改悪、国民投票法案、共謀罪、防衛庁の省へ 発射問題を契機に、改憲論議を政府・与党に格上げ等々、悪法が、秋の臨時国会へ持ち込 有利に仕向ける動きもいつそう強まります。また、メディアは自民党総裁選へ国民の関心の目 法守れの国民世論を広げていきましょう。

建設人・九条の会 呼びかけ人会議開く

五月十五日、呼びかけ人七名と運営委員らの参加を得て、呼びかけ人会議を開催しました。

運営委員会事務局の老田靖雄さんの司会で進められた。「九条の会」から、事務局の川村俊夫さんが「改憲をめぐる情勢と『九条の会』」のテーマで報告。続いて、「建設人・九条の会」

の活動報告を運営委員会事務局長の後藤英輝さんが報告。その後、懇親会・意見交換では、呼びかけ人の皆さんの戦争体験などが語られると共に、「建設人・九条の会」の活動への思いや活動方向等について率直活発な意見が出されました。

集中して一気に

呼びかけ人の木下勝三郎さん（東京土建）からは、「時間がないなかでのたたかいになる、集中して一気に

に取り組もう」との発言がありました。大阪から参加された呼びかけ人の足立久雄さんは、「会の賛同者一

人ひとり自発的な取り組みを広げ、建設人・九条の会を通じて取り組みを交流することが大事」の発言がありました。

最後に、呼びかけ人の拡大、地方における「建設人・九条の会」の結成の促進、建設関係の九条の会との連携の強化を重視していくことなどを確認しました。

憲法改悪を目指す自民党、公明党などは、国民投票法案の制定を急いでいます。閉幕した通常国会では政府は採決強行できずに、継続審議。その背景には、同法案があまりにも問題が多く国会でまとも

国民投票法案の危険な狙い

に議論できなかったこと、自公と民主党の党略や内容で一部合意できなかったことです。しかし自公と民主党は改憲では方向が同じ、次の国会は、重大な一つの山場となる。日本国憲法を改定するには憲法第九六条が、第一項で「国会で衆参両院で三分の二以上の賛成を必要とする」とし、その上で第二項では、「国民の直接投票で過半数の賛成を必要とする」と定められており、国民投票法案は第二項に関わるものです。

法案は改憲の手続き法です。政府案は、国民の過半数を投票者数の過半数とすることや、教員や公務員の活動、マスコミ報道を制限するなど狙いを持つ危険な中身。改憲を許さぬために断じて国会成立をさせてはならないものです。

職場から、地域から

「SL懇・九条の会」を作りました

(庭野峰雄)

昨年九月の「建設人・九条の会」の発足記念講演会では草の根の運動ということが強調され、私も何かやらなければと思いました。草の根ということとは、身近な人たちを対象にするとい

うことです。

私は清水建設の有志でつくった「SL懇談会」という学習会の幹事をやり、「SL懇通信」というミニコミ紙を月一回発行して七〇名に配布しています。読者にはすでに地域等の「九条の会」に参加している人も多いのですが、読者の家

族も含めれば「九条の会」に参加していない身近な人が沢山いるはずで、有志と相談して「SL懇・九条の会」を立ち上げました。

昨年の十二月二日、内藤功弁護士にお願いして「自民党新憲法草案を検証する」というテーマで発足記念の学習会を開催。十六名が参加し、活気ある学習会になりました。

現在、独自に作った「私

「九条の会」全国交流集が六月一〇日、神宮の日本青年館で開催された。全国四七都道府県から一、五五〇名が参加しました。各地の「九条の会」の取り組み経験が交流された。建設人・九条の会運営委員会から七名が参加。交流集会の最後に提案、確認された「九条の会からの訴え」を紹介します。

「九条の会」からの訴え
①「九条の会」アピールに賛同し、思想・信条・政治的立場などの違いを超えた、本当に広範な人々が参加する「会」をつくり、過半数

世論を結集しましょう。
②大小無数の学習会を開き、日本国憲法九条のすぐれた意義と改憲案の危険な内容を学び、多くの人々の中に広げましょう。

全国交流集会 「九条の会の訴え」

「九条の会」としては全国数カ所で「九条の会セミナー」を開催します。

③ポスター、署名、意見広告等によるアピール、マスコミ等への手紙・電話・メール運動、地元の政治家や影

響力を持つ人々への協力要請など、九条改憲反対のひとりひとりの意思を様々な形で表明しながら、「会」の仲間を増やしましょう。
④「九条守れ」の世論を大きく広げるため、「会」を全国の市区町村・丁目・学区、職場・学園に網の目のようにつくり、相互のネットワークを強めて情報や経験を交流し、協力しあいましょう。その成果を来年の第二回全国交流集会にもちよりましょう。

「全国交流集会報告集」が出版された。一部千円。問合せ、建設人・九条の会へ



は憲法改定に反対します。」という署名簿による署名活動を行なっており、六七名の署名が集まっています。

まだまだ小さな活動ですが、「何か手伝いましょうか」と声をかけてくれる人も出てきています。いずれ協力者を増やして新たな取り組みをと思っています。

九条の改悪は建設人を再び戦場に

(受注連建設事業協同組合 理事長 星野輝夫)

額賀防衛庁長官は、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関連して「敵基地攻撃能力を日本が保有することは当然だ」と発言、安部官房長官も「検討は必要」と表明。

わが国は米軍と共に海外で戦争する国をめざし、自衛隊を自衛軍に、防衛庁を省に格上げ、国を愛する態度を盛り込んだ教育基本法の改悪、そして平和憲法の改悪にまっしぐらに突き進

んでいる。私たちが建設人は先の大戦で侵略戦争遂行のためアジア各地へ陣地、軍事施設、道路建設に徴用動員され、多くの犠牲者を出している。大林組など大手ゼネコンの職員も中国、満州の軍事施設建設に駆り出され、一〇%の人が帰らぬ人となっている。

この六〇年前の悲惨な事実が再び私たちの周囲に迫ってきている。現在でも自衛隊法一〇三条では知事がゼネコン職員、建設労働者を戦地での軍事施設建設に従事させることが出来る。憲法九条の改悪は建設人を再び戦争に協力させ、それを拒否する意見も行動も奪ってしまふ。

建設人は平和であつてこそ、安心して住宅や社会基盤の建設に励むことが出来るし、平和憲法下の六〇年間はそのことを実践してきた。建設人は世界に誇る平和憲法の下で住宅や豊かな社会資産の建設に技術力を発揮できるよいういまこそ「九条を守れ」の行動を起こすべきではないのだろうか。